

記入例

日本貸金業協会会長 殿

令和●年 10月 1日

氏名 日本 太郎

主任者登録抹消申請書

私は、貸金業務取扱主任者の登録の抹消を申請します。

フリガナ	ニホン	タロウ	※整理番号(記入不要です)
氏名	日本	太郎	
生年月日	1.明治 4.平成 2.大正 5.令和	50年 4月 1日	性別 男 2.女
郵便番号	〒176-1234		
フリガナ	トウキョウ	ネリマク	オオブスマ
住所	東京	練馬区	大倉 3-2-1
フリガナ	ヴィラージュシノ	302	
フリガナ	シズオカケン	シズオカシ	オオイト
本籍	静岡県	静岡市	葵区 小倉 1-2-3
電話番号	03-1234-5678		
登録年月日	令和 5年 5月 10日		
登録番号	K012345678		
業務に従事する貸金業者に 関する事項	商号又は名称	株式会社 貸金クレジット	
抹消の理由	登録番号	関東 財務 局長 () 第 000000 号	
生年月日、性別欄は、該当する番号に○を付けてください。			
日中連絡先 電話番号	090-1234-5678		

氏名、住所、本籍、登録番号、貸金業者名等、主任者登録をされている内容と同じ内容をご記入ください。

平日の日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

日付(申請日)記入、署名(記名不可)

主任者登録を抹消する理由をご記入ください。

②申請方法：各自で封筒を用意し、表面に「登録抹消申請書在中」と朱書きで明記し、申請書類を下記申請受付窓口宛に送付してください。

申請の窓口が、登録申請時とは異なりますのでご注意ください。

申請受付窓口住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 資格試験センター 登録事務課

※申請書類未着については、当協会では一切責任を負えません。申請者本人が後日直接郵便局に事実確認できるように、必ず簡易書留で郵送してください。

※協会本部および支部への持参は一切受けいたしません。

※必要書類の不備や、所定の記入方法および提出方法と異なる場合は、申請を受理できませんので、ご注意ください。特に、署名漏れにはご注意ください。

不備事項があった場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。不備の補正に必要な期間が、3週間を超える場合は、申請を取消し、申請書類を返送(郵送にかかる費用は申請者負担)いたします。

③貸金業務取扱主任者登録簿から抹消がなされると、「登録抹消通知」を主任者の登録している住所宛(居所を登録している方は居所宛)に、発送いたします。

5 死亡等の届出

(1) 死亡等の届出の概要

以下の事項に該当するに至った場合は、当該主任者または届出義務者は、下記の通り届出を行われなければなりません。

届出事項	届 出 者	届出する時期
死亡	相続人	事実を知った日から30日以内
法第24条の27第1項第1号	主任者本人又は法定代理人 もしくは同居の親族	該当することになった日から30日以内
法第24条の27第1項第2号	主任者本人	
法第24条の27第1項第3号から第6号		

※届出事項の法律条文は、5ページ「登録の拒否要件」をご参照ください。

(2) 申請の種類

死亡等の届出方法は、郵送申請になります。

(3) 郵送申請

①届出書類の準備：死亡等届出書（綴込書式）に必要な事項を記入のうえ、署名ください。（氏名は必ず自署してください。下記記入例を参照）届出事項により届出に必要な添付書類をご準備ください。

届出事項	届 出 者	届出書類	添付書類
死 亡	相続人	貸金業務取扱 主任者死亡等 届出書 (綴込書式)	住民票除票、戸籍抄本、死亡診断書・死亡検案書 等届出事項を証明する公的書類
第24条の27第1項第1号	主任者本人又は法定代理人 もしくは同居の親族		医師の診断書等
第24条の27第1項第2号	主任者本人		身分証明書等破産者であることを証明する公的書類
第24条の27第1項 第3号から第6号			運転免許証（または運転経歴証明書）・マイナンバー カード(表面のみ)・在留カード・特別永住者証明書・ パスポート・保険証等の公的書類の写し

記入例

日本貸金業協会 届出書

令和5年12月1日

届出者 住所 東京都港区大倉3-2-1
ワイラージュ302
氏名 日本 太郎

貸金業務取扱主任者死亡等届出書

貸金業務取扱主任者について、貸金業法第24条の29の規定により、次のとおり届け出ます。

貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者と届出者との関係	① 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族
届出理由	① 死亡 2. 法第24条の27第1項第1号 3. 法第24条の27第1項第2号 4. 法第24条の27第1項第3号 5. 法第24条の27第1項第4号 6. 法第24条の27第1項第5号 7. 法第24条の27第1項第6号
貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者の氏名	日本 太郎 性別 ① 男 2. 女
生年月日	昭和50年 4月 1日
登録年月日	令和5年 5月 10日
登録番号	K012345678
本 籍	静岡県静岡市東区小倉1-2-3
住 所	東京都港区大倉3-2-1 ワイラージュ302
業務に従事する（又はしていた）貸金業者に関する事項	前号又は名称 株式会社 貸金クレジット 登録番号 関東 〇〇〇〇 第 〇〇〇〇 号
届出事由が生じた日	令和〇〇年 〇月 〇日

（記載上の注意）
1 「貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者と届出者との関係」、「届出理由」及び「性別」の欄は、該当するものの番号に○を付けてください。
2 死亡の場合にあっては、「届出事由が生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を併記してください。
3 法第24条の26第1項の登録申請書又は法第24条の29の登録変更申請書に氏名及び住所を併せて記載された方は、これらの書類に記載された当該氏名及び住所を併記する旨を併記するまでの間、届出者「氏名」欄及び「貸金業法第24条の26第3項の登録を受けている者の氏名」欄に、旧氏名及び住所を併記し、又は当該旧氏名及び住所を記載することができます。

届出者日中連絡先
電話番号 090-1234-5678

日付記入、届出者の署名（記名不可）

住所について
※届出者が本人以外の場合（下記「届出者」との関係が「2.本人」以外の場合）は届出者の現住所をご記入ください。

該当するものの番号を○を付けてください

主任者の氏名、登録番号等の情報を記入

届出する事由が生じた日を記入

届出者の平日の日中に連絡が取れる電話番号をご記入ください。

②届出方法：各自で封筒を用意し、表面に「届出書在中」と朱書きで明記し、届出書類を下記届出受付窓口宛に送付してください。

届出の窓口が、登録申請時とは異なりますのでご注意ください。

届出受付窓口住所：〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル
日本貸金業協会 資格試験センター 登録事務課

※届出書類未着については、当協会では一切責任を負えません。届出者本人が後日直接郵便局に事実確認できるよう、必ず簡易書留で郵送してください。

※協会本部および支部への持参は一切受付いたしません。

※必要書類の不備や、所定の記入方法および提出方法と異なる場合は、届出を受理できませんので、ご注意ください。特に、署名漏れにはご注意ください。

不備事項があった場合は、補正事項を指摘の上、必要書類を再提出していただきます。不備の補正に必要な期間が、3週間を超える場合は、届出を取消し、届出書類を返送（郵送にかかる費用は申請者負担）いたします。

③届出受理後、貸金業務取扱主任者登録簿から主任者登録が抹消されます。その後、「登録抹消通知」を主任者本人が届出者の場合は、登録している住所宛（居所を登録している方は居所宛）に、主任者本人以外からの届出の場合は、届出者宛に届出書記載住所へ発送いたします。